

《安平町貨物自動車運送事業者燃料価格高騰支援金》

□対象事業者

次の①、②を満たす事業者が対象となります

- ① 令和4年2月1日現在安平町に営業所を有する法人又は個人事業者
- ② 貨物自動車運送事業法に定める一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業又は貨物軽自動車運送事業を営む事業者

□対象車両

令和4年4月1日時点で有効期間内の自動車検査証がある事業用車両（緑ナンバー、黒ナンバー）

※被牽引車又は原動機（エンジン）の搭載がない自動車は対象外となります。

自動車検査証の事項	要件
登録年月日	令和4年4月1日以前
自動車の種別	「普通自動車」又は「小型自動車」又は「軽自動車」
用途	「貨物」又は「特種」
自家用・事業用の別	事業用
燃料の種類	「ガソリン」又は「軽油」等
使用者の氏名又は名称	申請者と同一又は同一法人
使用の本拠の位置	町内住所であること
有効期間の満了する日	令和4年4月1日以降

□支援金額

※支援金額は、1事業者あたり50万円が上限。

- ① 大型自動車・中型自動車（車両総重量5トン以上又は最大積載量3トン以上 ※道路交通法による基準）1台あたり 40,000円
- ② 普通自動車・軽自動車（車両総重量5トン未満又は最大積載量3トン未満）1台あたり 20,000円

□申請先

安平町役場商工観光課商工観光労働グループ

安平町役場税務住民課住民生活グループ

申請書類

町ホームページからダウンロードしてください。

また、総合庁舎（税務住民課）、総合支所（商工観光課）でも配布しています。

- ① 申請書（町様式）
- ② 誓約書（町様式）
- ③ 対象車輛全ての自動車検査証の写し
- ④ 運輸局からの貨物自動車運送事業許可書、更新許可書、運輸局への許可申請書等のいずれかの写し
※貨物軽自動車運送事業については届出書の控用の写し等
- ⑤ 通帳の写し
- ⑥ 本人確認書類の写し ※個人事業者のみ

申請方法

郵送または持参

申請期限

令和5年1月31日（火） ※消印有効

問い合わせ先

安平町商工観光課商工観光労働G

電話番号：0145-29-7083

受付時間：8時30分～17時15分まで（平日）